

**2022 年度みずほ福祉助成財団
社会福祉助成金事業**

研究プロジェクト報告書

**重度障がい者の成年後見制度利用促進
のための環境整備に関する研究**

2023 年 12 月
社会福祉法人つどいの家
成年後見制度研究チーム

目次

Part1

1 はじめにー問題の所在ー	・・・ 1
2 アンケート結果から	・・・ 6
3 アンケート結果の総括	・・・ 15
4 さらに考えるべき問題と政策提言	・・・ 21

Part 2

「よりよい成年後見を行うために何ができるか 支援チームについて考えるシンポジウム」抄録	・・・ 22
--	--------

資料編

1 配布したアンケート	・・・ 32
2 第一回研修会 講師 佐藤龍子氏 NPO 法人 PREMO 代表理事 「事実を知ると見えてくる成年後見制度の今：「うちの子の場合」「我が家の場合」という視点」	
配布資料	・・・ 42
3 第二回研修会 講師 中西昌哉氏 社会福祉法人世光福祉会 ベテスダ の家/イマジン統括責任者 「意思決定支援について～しうがいのある方の人権と暮らしを支えるため に～」	
配布資料	・・・ 63
講演全文	
4 第三回研修会 シンポジウム「よりよい成年後見を行うために何ができる か：支援チームについて考えるシンポジウム」	
配布資料	・・・ 86
5 法人後見を行っている団体へのヒアリング報告	・・・ 100
おわりに：謝辞	・・・ 103
研究チームメンバー	・・・ 104

重度障がい者の成年後見制度利用促進のための環境整備に関する研究

はじめに一問題の所在一

成年後見制度は、2000年の介護保険の導入とともに開始された。それ以前は、精神的、知的障害によって判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスは措置制度として提供されてきたが、介護保険の導入によって福祉サービスは契約によって利用することになり、契約という民法上の法律行為が必要となった。しかし契約の内容を理解できない人が契約を行うことはできず（民法3条）、その人に代わって法律行為を行う代理人として成年後見人をつけるという成年後見制度が発足した。（2000年4月1日施行）

成年後見制度は、判断能力が衰えてきた高齢者の代理人として福祉サービスの契約を行うだけでなく、不利な契約によって財産が搾取されるのを防ぎ、日常生活が円滑に行えるように「身上監護」を行うということを制度の目的としており、判断能力の低い人を守るために「権利擁護」であると謳っている。

しかし成年後見制度が施行されて20年以上が経過し、制度上の問題点もいろいろと指摘されるようになった。とりわけ自分の意思を表明することが難しく、親なき後長期間にわたり後見を受けることになる知的障がい者の場合、①後見をうける期間が長くなるため、最初の後見人が被後見人の人生の最期まで任務を全うすることができない、②障害年金だけが収入となる重度障がい者にとって、最低でも2万円という後見人に支払う報酬は高額であり、生活が維持できなくなる恐れがある、さらに後見を受ける期間が長くなるために、後見人に対して支払う報酬は総額として高額になる。③後見人を親族が引き受けられるとは限らない、特に管理財産が多い場合、そのため、専門職の後見人、とりわけ障害者に対する知識・理解がない人が後見人として指名された場合、身上監護が適切に行われるのかという不安がある、また④お金の使用について本人の希望を極端に制限する、必要以上の業務を

行い（不要な定期預貯金の解約など）報酬を要求するなど、権利擁護を謳いながら権利侵害ではないかと思われる事案が散見される。

判断能力が十分でなく、意思を示すことが難しい重度の障がい者が安心して成年後見制度を使えるようにするためにには、どのような環境整備が必要なのか、法改正が必要な問題もあるが、現行の法律の範囲においてもできることは何なのか。本人が対応することが難しいという状況に鑑みて、この研究では、おもに支援者の立場から成年後見制度を考えてみたい。

研究の推移

成年後見制度に関する研究は、制度が発足した2000年当初は禁治産制度から後見制度への移行により「自己決定を最大限に尊重した制度¹」という高い評価が行われていたが、次第に問題点が指摘されるようになった。とりわけ、権利擁護という評価に対しては、後見人が「本来成人に備えられている主体としての権利を、法的強制力を持って剥奪し、本人以外の成人に、一部又は全部を付与する制度」であり「利用者本人の権利擁護と基本的人権の侵害が、まさに表裏一体となっている、公的システム」としてその陥穀が指摘されている²。

その後の成年後見制度に関する研究は、2000年の成年後見制度が法制化されたのちの制度の変遷、身上配慮義務に関する法的考察、高齢者の虐待や詐欺などへの対応としての後見制度の有効性など様々な視点から行われている。

他方で成年後見制度を利用している人は判断能力がないことが前提となっているために、当事者の立場にたった研究はほとんどない。とりわけ知的障がい者の成年後見に関する研究は成年後見制度の研究全体と比してかなり少ない³。しかし、成年後見制度を使うか使わないかわからない高齢者と違つ

¹ 新井誠「成年後見制度の現状と展望」『千葉大学社会文化科学研究科研究プロジェクト報告書』2001年。岩間伸之「成年後見制度と社会福祉—その接点から新たな可能性を探るー」『大原社会問題研究所雑誌』No.627, 2011年1月、19頁。

² 岩田香織「知的障害者に対する成年後見制度の運用について」『静岡県立大学短期大学部研究紀要』第18-W号（2004年度）—3、11頁。

³ 当事者を対象として調査では、社会福祉法人昴『成年後見制度の利用実態把握及び法人後見の活用に関する研究調査』（平成30年3月）と全国手をつなぐ育成会連合会権

て、知的障がい者は、法的な観点からすれば、成人すればすべての人は後見人が必要である。ゆえに知的障がい者にとっての成年後見制度の研究こそ必要とされている。

近年、障がい者にとっての成年後見制度はどうあるべきかという問題が取り上げられるようになった背景には、高齢化した知的障がい者が増えていること、少子高齢化のなかで親なき後に頼れる兄弟や親戚がないために成年後見制度の利用を余儀なくされる人が増加しているという現状がある。すなわち親族が手続きや財産管理に対応できないケースが増え、その結果成年後見制度の利用者は増加している⁴。それゆえに、政府も「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（2016年4月施行）を整備し、成年後見制度利用を進めるための環境整備に乗り出した。

しかし成年後見制度の利用については、制度が開始された時期の研究においても、知的障がい者と高齢者の成年後見をいつしょに扱うことについて疑問が示されている。岩田香織によれば、成年後見活動において知的障がい者の後見問題は、高齢者に見られる老化や疾病等に伴う判断能力の低下といったような、高齢に達した後に起こる問題ではなく、若年期にすでに発生し、継続的な課題として存在する。それゆえに20年、30年と続く後見活動の開始時に、中・長期的を見通した方向性を明確にすることは難しく、早急に対応を求められる問題をひとつひとつ片づけていくことに終始することも珍しくないと指摘している⁵。こうした状況が日常化している現状では、短期的な対応にならざるを得ず、成年後見制度が障害者にとってその人の人生を見通しながら支える制度になっているとはいがたい。

また、飯村史恵によれば、「これまでの成年後見制度の先行研究においては、本人自身の力量をどのように高めていくのかという観点から検討した研究はもとより、制度の対象となる本人の主張そのものに焦点を当てた研究は、管見の限り殆ど見当たらない。このような状況は、判断能力の不十分な

利擁護センター『成年後見制度に関するアンケート』（令和3年8月）が、障がい者の成年後見制度の利用実態と利用しない/できない理由について詳細なアンケートを実施している。

⁴ 厚生労働省『成年後見制度の現状』令和5年5月

⁵ 同上、5頁。

人々一重度の人を含めて一の「自己決定」を尊重するという理念は認められても、実践面との乖離があり、理論的にも充分な探求がなされていないのではないかとの懸念を抱かざるを得ない⁶と述べている。さらに、障害者支援施設という構造の中で、本人と支援者の受け止め方が衝突した場合、必然的に支援者側の正当性強化に傾く（中略）こうした一種構造的権力関係の中で、職員の「利用者のために」という正義の前に、本人の意向は、常に埋没する危険性がある。まして成年後見制度のように法的に位置づけられた「権限」を持つ成年後見人等による「助言」が、本人の言動に及ぼす影響は根が深いと述べている⁷。

成年後見制度が、被後見人の権利擁護をその理念として掲げている以上、金銭管理が単に第三者による不正な使用を防止するための管理ではなく、被後見人が満足できる人生を生きるためにツールとして機能しなければならないが、成年後見制度には様々な制約がありむしろ利用者の権利を阻害しているという現状では、権利擁護としての制度にはなっていないとして、成年後見制度を使わなくともやっていけるという提言もなされている。しかしこうした提言は、身近に信頼して任せることができる人がいて、支援者を確実に確保できるという前提が必要である。生活介護にしても、相談支援にしても、支援者は生活の一部に関わっているだけであり、生活全体をオペレーションして、金銭管理を行い、夜間も含む生活全体をトータルに管理/支援する人を見つけることが難しいという現状のなかで、どのように制度を利用すれば、期待に近づくのだろうか。結論を先取りすれば、障がい者本人の意思決定を支える支援チームが必要であるということになり、意思決定支援の体制をどのようにつくるかという問題になる。

支援の現場では、意思決定支援が積極的に取り込まれているが、それを生かすためには意思決定支援を成年後見制度のなかにどのように組み込めばいいのだろうか。もしくは支援チームのなかで成年後見人

⁶ 飯村史恵「研究ノート、当事者の視点から考える成年後見制度」立教大学コミュニティ福祉研究所紀要第4号（2016）153頁。

⁷ 同上、162頁。

1 成年後見制度利用の現状－アンケート結果から－

(1) アンケートの配布と回収率

アンケートは宮城県内 378 の生活介護、相談支援、入所事業所に配布し、ウェブ 40、郵送で 90 事業所ベースで 114 か所から回答を得た。回収率 30.1%（事業所ベース）であった。回答数と事業者数が合わないのは、同じ法人で複数の事業所を持つものがあるためである。

(2) 回答者の種別

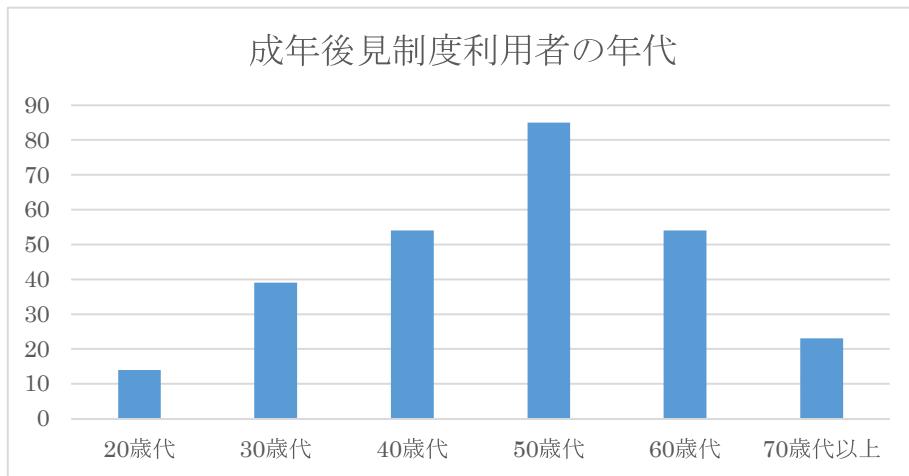
回答者は社会福祉法人 83、一般社団法人 4、公益社団法人 2、NPO 法人 16、合同会社 1、医療法人 1、地方自治体 1 であった。地方自治体は自治体が介護施設を運営しているためである。

(3) 成年後見制度の利用者別数の事業者数

事業所ごとの成年後見制度の利用者は、1 名が 25 事業所、2 名が 17 事業所、3 名が 6 事業所、利用者 4 名が 6 事業所、利用者 5 名以上が 21 事業所となっている。

利用者数がもっと多かったのは、入所事業所で 22 名である。ここは事業所としての規模も県内で一番大きく、また開所から年数がたっているために、高齢の入所者も多く、そのために成年後見制度の利用者が多いと推察される。すなわち、法人の設立年数が古く、利用者数が多いところでは、成年後見制度の利用者が多く、設立が新しいところでは、利用者の年代も若いためか、成年後見制度の利用者はほとんどいないという法人の設立の時期と成年後見制度の利用者数に相関関係があるといえよう。

災によって保護者失った人がいて、未成年後見から成年後見に移行したケースもいくつかあるため、若い世代の利用者数が多くでていると考えられる。



(5) 成年後見人の種別

後見人でもっと多いのは親族で 30.7%、続いて弁護士 15.5%、司法書士 17.7%、行政書士 3.1%と法律系専門職が 36.3%を占めている。社会福祉士は 25.4%で、4 人に一人は社会福祉士が担当している。市民後見人も 5.3%いるが、精神保健福祉士は 1 人しかいない。これは調査対象が知的障がい者が利用している事業所を対象としているからと考えられる。市民後見人は、入所施設の利用者が多く、親なき後の親代わりとなっているようだ。

となった人は、被後見人の他の支援者とどのような関わりのなかで後見業務を行えばいいのであろうか。本研究は、成年後見制度の研究のなかでいままであまり着目されてこなかった支援者の側からみた成年後見制度の実態を明らかにすることを目的とする。

研究の方法

研究の方法は、支援者を対象としてアンケート形式で行った。

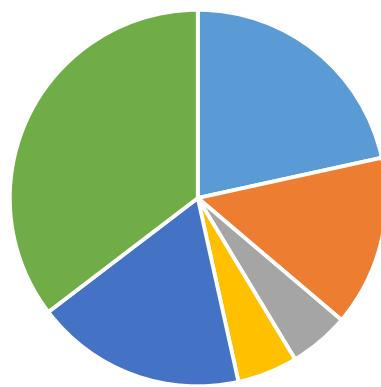
宮城県内の生活介護事業所、相談支援事業所、入所事業所、378 か所を対象として、アンケートを送付し、ウェブもしくは郵送で回答を送付してくれるよう依頼した。質問の内容は、事業所の法人の種、成年後見制度の利用者がいるかどうか、いる場合は成年後見人の種別、成年後見制度の利用年数、成年後見制度を利用するに至った理由（以上設問 1）、面会の回数（設問 2）やケア会議の構成と開催頻度（設問 3）、後見人が被後見人の「サービス利用計画」および「個別支援計画」について知っているか（設問 4）、後見人がいてよかったです（設問 7）、後見人がいないとできなかつたこと（設問 8）、後見人に対する期待（設問 9）、成年後見制度について感じていること（設問 11）である。アンケート全文は資料編に収録している。

さらに、成年後見を行っている事業所へのヒアリング（NPO 法人のはな、PAC ガーディアンズ：どちらも千葉県）、成年後見制度を利用されている親族へのヒアリング（つどいの家連合保護者会）を行っている。事業所へのヒアリングは、個別内容については個人情報保護法のためにアンケートの回答以上の具体的な話を伺うことは難しかつた。

事業所別の利用者数

利用者数	事業者数
1名	25
2名	17
3名	6
4名	6
5名以上	21
なし	41

事業所別の利用者数



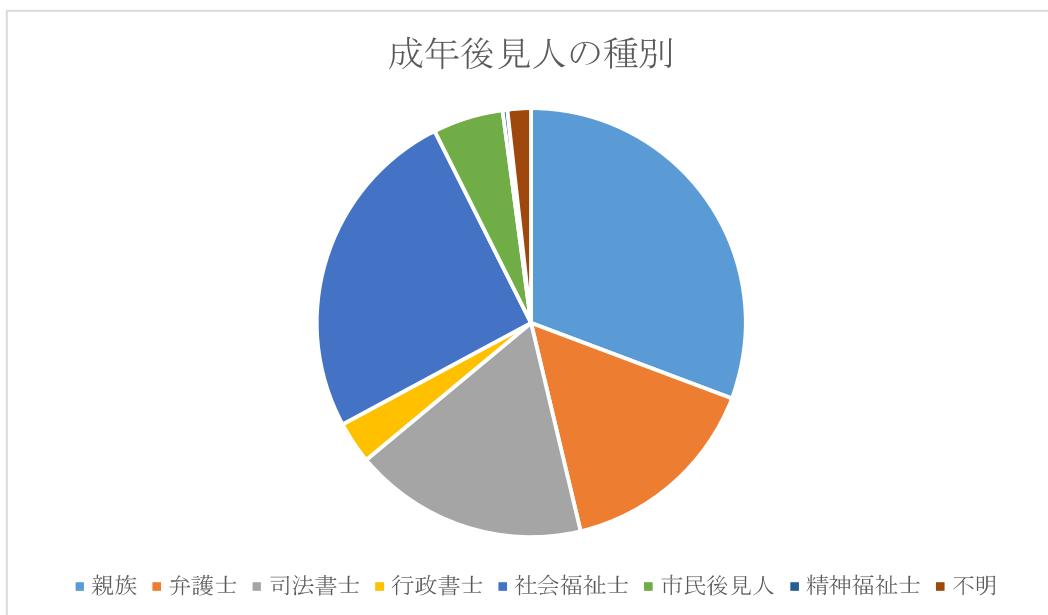
■ 利用者1名 ■ 利用者2名 ■ 利用者3名 ■ 利用者4名 ■ 利用者5名以上 ■ 利用者なし

(4) 成年後見制度を利用している人の割合

成年後見制度を利用している利用者数は全体で 269 人である。予想よりはかなり多かった。とりわけ成年後見制度を利用している利用者の年代は、50 歳代が一番多く 85 人であるが、40 歳代と 60 歳代が 54 人と次に多い。21 歳代でも 14 人、70 歳以上も 23 人いる。「8050 問題」といわれるよう、親世代の高齢化から成年後見制度の利用が開始されるのがこの年代だと思われるが、20 歳代、30 歳代という若い世代でも利用者がいる。また、宮城県の特徴として、2011 年東日本大震

後見人の種別	人数(人)	割合(%)
親族	87	30.7
弁護士	44	15.5
司法書士	50	17.7
行政書士	9	3.1
社会福祉士	72	25.4
市民後見人	15	5.3
精神福祉士	1	0.3
不明	5	1.7
	283	99.7

* 共同後見があるために、利用者数と後見人数は一致しない。



(6) 成年後見制度を利用するに至った理由

成年後見制度を利用するに至った理由として挙げられたのは以下の理由が多かった。

- ・親の死後、親族がいなくなった。
- ・相続のため
- ・財産管理のため
- ・サービス利用契約のため
- ・親族による虐待・ネグレクト
- ・親の高齢化・認知症の進行

成年後見制度利用の理由について、様々な理由が挙げられているが、親が亡くなった後、もしくは親が認知症などで保護者としての役割を果たせなくなった時、相続とその後の金銭管理、サービス利用契約などそれまでの保護者の役割を担う人がいなくなったために成年後見人制度を使わざるを得ないという状況で利用しているという状況が窺える。

他方で、保護者からの（金銭的）虐待やネグレクトという場合も、保護者が金銭管理やサービス契約などの役割を果たせない、もしくは権利を侵害しているケースでは、障がい者本人の権利を保護するために成年後見制度が利用されている。

(7) 後見人と被後見人との面会について

後見人が被後見人との面会をほとんど行っていない、特に法律系専門職の場合、その傾向が顕著であることは育成会他の調査でも明らかになっており、私たちのアンケート調査でも同様の傾向がみられる。面会回数は親族後見人として同居している場合を除いて、半年に一回、一年に一回というケースも少なくない。後見人となって一度も面会なしもあった。また面会時間も10分以下がほとんどで、コミュニケーション

ーションが難しい被後見人と意思疎通を図るには短い時間と思われる。

我々のアンケートが 2023 年 2 月～3 月に実施されたために、コロナによる面会の制限が続いている時期であり、面会回数の少なさはコロナ禍の面会制限を考慮しなければならないが、3 年以上利用している人が多いことに鑑みると、コロナによる制限だけが面会回数/時間の少なさの要因であるとは言えない⁸。

(8) 成年後見制度を利用している利用者がいない事業所の場合

調査対象 378 事業所のうち、41 の事業所では、成年後見制度を利用している利用者がいなかった。これは成年後見制度に关心がないということではなく、それらの事業所においても成年後見制度について相談を受けたという事業所が 19 か所（45%）、さらに親なき後について相談を受けたという事業所も 29 か所（69%）あった。すなわち成年後見制度を利用していないくとも、成年後見制度の利用に対する関心は高いのである。相談内容は、成年後見制度の内容や手続き、利用できるかどうか、後見人をどのように選ぶのか、後見人の推薦の依頼などである。親なき後の相談では、生活費や住む場所、家族との関係が挙げられていて、親なき後の生活設計への不安が大きいことがわかる。

ここでは、成年後見制度の利用者がいない事業所の場合、相談を受けても制度に対する知識がなければ相談に対して適切に対応することは難しいという問題がある。さらに親なき後の生活についても、漠然とイメージすることはできても、それぞれの人の家族構成や置かれている環境も異なり、個別の問題にどのように対応していくべきか難しい問題である。

以下の設問では、自由記述で回答してもらった。

⁸全国手をつなぐ育成会連合会権利擁護センターのアンケート調査でも同様の指摘がなされている。

- (9) 支援を進めるうえで後見人がついていてよかったこと
- ・ 金銭管理、金銭上のトラブルの防止（6件）
 - ・ 行政や病院の手続きがスムーズになった（7件）
 - ・ 相続手続き、財産の保全（4件）
 - ・ 親なき後の本人の支えになっている。本人の権利擁護になっている。（6件）
 - ・ 緊急時の対応をもらえる。（1件）
 - ・ 弁護士としての法律的知識など外部の立場からの意見を聴ける。（2件）
 - ・ 本人、親族に代わって支援について相談できる。（2件）

金銭管理や手続きなどで親族の側がきちんと対応してくれていなかつた/対応できなかつたという状態にあつた人については、第三者の後見人が金銭管理をすることで、支援事業所の負担は軽減されているといえる。

他方であまり利点を感じない（2件）という意見もあつた。

(10) 後見人がいないとできなかつたこと

- ・ 相続関係：遺産相続・遺産分割、家の管理、土地の売却（18件）
- ・ 福祉サービス手続き（4件）
- ・ 入院手続き（4件）

法律が関係する行為は、後見人が必要であるが、福祉サービス手続きは4件と少なく、福祉サービスの契約は後見人なしでも行うことが可能であると推測される。この項目で手術への同意が2件、あがつているが、後見人でも医療同意権はないので、後見人がいないとできないという項目ではない。しかし、後見人が一人で判断しているのか、他の支援者との協議によって後見人が同意者になったのかというプロセスが問題であるが、このアンケートの回答ではわからなかつた。

(11) 後見人に期待すること

- ・財産管理だけでなく、本人の状況や環境を把握し、支援の一員として関わってもらいたい。（身上監護を含む）（7件）
- ・本人との面会回数を増やしてほしい。
- ・本人の気持ちを汲み取ってほしい。（意思決定支援）（9件）
- ・権利擁護
- ・福祉サービスで関わっている支援者ではできない部分（1件）
- ・親族間のトラブルに対応してほしい。（2件）
- ・あくまでも「後ろから見る」見守ってくれる存在であってほしい。
- ・自分の常識や価値観を押し付けないでほしい。
- ・できる限り本人の意見を尊重しながら支援をおこなってほしい。
- ・障がい者と諸制度、また本人の障害に対しての理解がほしい。
- ・本人の現在の状況の把握と必要に応じて手続きなど協働してもらえるのが望ましい。
- ・各支援者間と本人支援について密な情報の共有が必要である。
- ・自分（後見人）が本人（被後見人）であるという認識を自分は本人の支援者であるという認識に改めてほしい。
- ・本人と定期的に面会し、本人との信頼関係を構築してほしい。

(12) 成年後見制度について思っていることを自由に記載してください。

- ・後見人によって対応が違いすぎる。
- ・制度自体に問題がある。費用が高すぎる、一度利用するとやめられないなど。
- ・利用するための手続きが煩雑かつ時間がかかりすぎる。
- ・手続きがわからない。

- ・後見人の中には、本人の状態や意思をまったく把握することなく、ご自分の管理の仕方を貫かれる方がおり、業務量だけが増えている。
- ・被後見人のための制度なので、管理だけが目的にならないようにしたい。
- ・支援チームで足並みを揃えられる人がなるべきである。
- ・制度を理解し、メリット・デメリットを理解することから始めないと活用は難しいと感じる。
- ・家計簿をつけるだけの割に報酬が高額かつ本人のこだわりやこれまでの生活を「常識的に考えて高額なので」と矯正しようとする。
- ・いるだけで邪魔な人もいるので、後見人でなくともケアマネージャーや相談員が後見人業務ができるようにしてよいのではないか。
- ・ものすごく親身な後見人さんとそうでない後見人さんの差が激しすぎるので、面会の時間や頻度などを法的に設定して義務にしてほしい。
- ・親族によるネグレクトや金銭的虐待から本人を守ることができる。

11と12の回答から、後見人によって対応が大きく異なり、親身になって対応してくれる人から、単に金銭管理だけしかしない人、自分の「常識」を押し付けてきて本人の意思が蔑ろにされているケースまで千差万別である。支援の現場からすれば、障害特性が理解されていないという意見が多かった。後見人は、被後見人に対する理解や対話がもっと必要という意見は、それだけ被後見人との面会が実現されておらず、理解不足からくる後見人による制約が支援に影響を及ぼしているということであろう。

また、現場任せにして後見人は何も行わず、成年後見制度は役に立っていないという意見も少なからずあった。後見人と被後見人との関係に加えて、後見人と支援者との間のコミュニケーションが取れていないという記述もあり、支援者と後見人との関係をどのように構築するのかという点も課題である。

比較的否定的な意見の多いなかで、家族から虐待を受けているケースでは、権利擁護という点で後見人の果たす役割が重要であるという

指摘がなされている。また施設入所者で親族がいなくなつて面会に来る人がいない人にとって、市民後見人として親身に対応してくれる後見人は本人にとってありがたい存在であるという肯定的な意見もあつた。

2 アンケート結果の総括

アンケートの結果をとおして読み取れることは、支援者の立場からすれば成年後見制度は金銭管理・財産管理という点で必要であるといえる。とりわけ親なき後の相続や財産管理は、福祉の現場では対応できない問題である。また金銭をめぐって家族間でトラブルがある場合や親族による障害年金の搾取や虐待・ネグレクトがある場合など、親族間の問題に関与することは難しい。

しかし、他方で本人の障害特性を理解しないままに、日常生活におけるお金の使い方に制限を加えたり、理由もなく支出を抑えることだけを後見人の職務と考えている後見人がいて、支援に支障がでるという問題も起きている。こうした状況では、被後見人の支援の現場と後見人との間でトラブルになるケースもあり、現場を疲弊させる要因にもなる。

こうした状況に鑑みると、成年後見制度は必要ではあるが、金銭管理という支援の一つと考えた方がいいのではないだろうか。成年後見制度では後見人の職務内容について「金銭管理」と「身上監護」が法律にも明記されていて、後見人は本人の代理人と位置付けられている。しかし、本人の代理人というのは契約における代理であって、本人の生活すべてを支配するという意味ではない。それにもかかわらず、支援の現場の声をあからさまに無視する専門職、とくに法律関係の専門職、が少くないことは、厚労省の「意思決定支援ガイドライン」で「後見人は支

援グループの一員であるという認識を持って対応せよ⁹」と強調されていることからも推察される。成年後見人を担う人は、専門職といえども障害への理解を持ち、個人的な「常識」という判断基準を金科玉条にしてはならないのである。

支援グループの必要性

上記のことと鑑みて、成年後見人は被後見人の代理人としてではなく被後見人の意思をくみ取る意思決定支援を経て活動することが必要となる。とりわけ意思決定支援においてパターナリズム（父権主義一力関係が非対称な中で弱い人に自分の意見を押し付けること）に陥らないために、支援チームをつくって多様な人とのかかわりを担保することが必要である。

本研究の第2回目の研修会では、社会福祉法人世光福祉会ベテスダの家管理者の中西昌哉氏による「意思決定支援について～しうがいのある方の人権と暮らしを支えるために～」という講演が行われた（講演の内容は報告書後半の資料編に掲載）。中西氏によれば、知的障がい者の「意思決定支援は、日常生活における本人の選択や情報提供により、体験を通じて形成され、ともに実現していくプロセスであり」「意思を決定する本人が主体であり、支援者は提案し、検証し、共同していく」ゆえに「意思決定支援は本人と支援者個人で行うより、本人を中心とした「支援の環」が形成されることが望ましい」のである。支援される人が支援されるという「客体」から「主体」へと変わるプロセスの支援ともいえよう。

⁹ 厚労省の『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』（意思決定支援ワーキング・グループ、2020年10月30日）では「後見人等は、他の支援者らとは異なり、最終的な決定権限（法定代理権）を有しているが、自分の価値観が最終的な決定に影響しないよう、意思決定支援の準備につき他の支援者らの意向を尊重するという意識を持つことも重要であると指摘されている。8頁

こうした考え方は、成年後見制度の法律用語として用いられる「身上監護」という用語への疑問からも伺える。成年後見制度は、飯村によれば、「判断能力の不十分な人々の行動能力に制限を加え、通常の人々であれば自由に行える取引行為について、本人が単独で行えないとする例外規定がベースになっている¹⁰」「成年後見人等に代理権・同意権・取消権等を与えることにより本人の能力を補充する仕組みであり、本人を保護の客体として位置づける構想は、以前の禁治産・準禁治産時代から基本的に変化していない¹¹」と指摘する。そもそも「身上監護」という用語は明治時代に編纂された旧民法の禁治産者に対する「私宅監置」から新民法を編纂する際に「保護」と「監護」の中間をとって選ばれたものであり、本人の主体性は考慮されずに採択された用語であるという¹²。

すなわち、「身上監護」という言葉そのものが被後見人を主体としてみていないといえる。

それゆえに、法定後見では、被後見人は主体的に後見人を選ぶことはできず、決定権は家庭裁判所にある。また預貯金もサービス契約も本人名義ではなく、後見人名義となる。後見人は本人の意思を尊重しなくとも金銭の支出はできるが、被後見人は自分の財産であるにもかかわらず後見人の同意なくお金を使うことができないという非対称性は、「身上監護」という用語が單なる言葉だけの問題ではなく、後見人の被後見人に対する介入を容認し、「監護」という法律的裏付けによって被後見人の人権や権利を侵害していることを正当化することにもなると述べている。

意思表出が難しい障がい者にとって、意思決定支援は本人が主体的に生きるための重要な支援である。その意思決定支援を有効なものとするためには、複数の価値観を持つ支援グループのメンバーによって複

¹⁰ 飯村史恵 前掲論文（2016）151頁。

¹¹ 同上 151頁。

¹² 同上、154頁。

数の選択肢が提示され、本人が選択することができる機会を持つことが必要であるが、成年後見で実践されているかというと心許ない。支援される側には常に構造的に非力な立場にある。ましてや「身上監護」や「代理権」という法律を盾に迫られると自分の意思を表出することすら難しくなる。後見人や支援者は自分の価値観を押し付けないためにも支援グループとして「意思決定支援」を行うことが必要である。

3 さらに考えるべき問題

(1) 支援グループは誰がオペレーションをするのか。

厚労省は成年後見制度の利用については支援グループをつくることを推奨しているが、私たちのアンケートを見ても、実際に支援グループが作られていて機能しているのかというと甚だ心許ない状況である。アンケートを行ったのがコロナ禍ということもあるが、支援グループの構成員は支援の現場関係者だけで、後見人の参加はほとんど見られなかった。

親が生きている間は、親を介して子の支援者それぞれと繋がっている。本人と関わっている人は多いが、支援者の横の繋がりは、事業所が異なれば希薄であり、オペレーションを行っている親が亡くなると機能不全になる恐れがある。

「支援グループを作れ」だけでは絵にかいた餅に終わる。

成年後見制度が日々の支援の延長にあるならば、支援グループもまた日常的に機能させなければならない。親なき後に親に代わって支援グループを招集し、意見をまとめ上げるために、親なき前に支援グループが作られ、親がやっていた役割を引き継ぎ、親がしてきた支援のノウハウを継承し、親なき後の第三者の成年後見体制に向けた準備が必要ではないだろうか。親もいっしょに支援グループの一員として参加し、その役割を降りた後をグループが引きついでいくようなソフトランディング

グができれば、被後見人にとって日常生活が継続できることで親なき後のストレスを軽減することにつながるであろう。

成年後見制度はいきなり使うのではなく、そのための環境を整える準備をしてから利用することが望ましいと考えられる。

(2) 成年後見人の決定と報酬

被後見人は後見人を選ぶことができないが、後見人は裁判所からの依頼を断ることができるのであろうか。

後見人に対する報酬は、20代で後見を受けると平均寿命まで生きると仮定すると総額1000万円を超えるが、これが支払えなくなった時、後見人、とりわけ専門職後見人は、後見業務を続けるのだろうか。成年後見をつける段階で後見人にたいして報酬を払えない人については、市町村から補助金ができるが、途中で報酬が払えなくなったり、資産が減って報酬額が減額になり、後見人が後見業務を降りた時、市町村は補助金を出してくれるのだろうか。

さらに後見人は相続や預貯金の解約などでも付加的に報酬を要求することができるが、その業務内容と報酬について被後見人が知ることはできない。専門職後見人が、虐待が起きているなどの特殊なケースではないにもかかわらず、親族に収支状況や報酬について説明することは義務でなく、親族でさえも説明を拒否されるケースも出ている。

金銭管理はあくまでも本人の「意思」に基づいて本人の生活の質を保つために使われるべきであるにもかかわらず、出納が他の支援者に明らかにされないのであれば、日常生活の状況を大きく変えなければならないような場合の支援を考える際に支援グループの支援に支障がでるのではないだろうか。

今、政府内では後見報酬額が議論されているが、後見人が行う後見業務がすべて必要なのか、付加報酬はどのように決めるのか、透明性のあるものにしないと成年後見制度に対する信頼性が損なわれる。

(3) 成年後見制度は家族の問題をどのように考えているのだろうか。

成年後見制度を利用することによって、親は子が独立した人格であることを認識する契機となる。親子が一心同体で生活することは、ある意味で親は無自覚的に子を支配することにもなり、子の権利が侵害されていることもある。そのように考えれば、成年後見制度を利用することは、親も子も自立する機会となる。とはいえ、子を自立した人格であるからとして親から何もかもを切り離すことが本当に望ましいのかについても考えておく必要があろう。

日常的な支援者は家族の問題には関わらないが、重度の障がい者の日常生活において家族の役割は大きい。障がい者どうしの兄弟であっても、お互いが支えあっているという側面がある。第三者が後見になった場合、さらに別々の後見人がついた場合、家族との関係は切れてしまうが、それでいいのだろうか。

親が認知症になった場合でも、子どもとの関係性は維持したいと思う。高齢化と認知症には高い相関関係があり、親の高齢化によってかなりの確率で認知症を患うことになる。そうなると親は子のケアのマネージメントはできなくなるが、どの時点で子の後見人をつけるのかという問題が出てくる。と同時に親にも支援が必要となってくる。この状況で、家族の関係性が生きていく上で日々の生活の励みになっているとすれば、支援は高齢化する親と子の両方を包括的に支援する体制が必要ではないだろうか。

以上のような問題点を踏まえて、以下の政策提言を行いたい。

1 障がい者ひとりひとりに対して将来を見据えた支援グループを作る。

親なき後、成年後見制度をいきなり成年後見制度の利用を始めるのは不安が大きい。この不安を軽減し、成年後見制度の利用を進めるためには、成年後見制度の利用に向けたソフトランディング体制をつくる必要がある。将来を見据えた支援グループをつくることはその第一歩となる。

その支援グループの形がみえれば、相談支援とも相談しながら、親がオペレーションを行っている体制から、第三者がオペレーションを行う支援グループへの移行を行う準備をすることができる。

2 成年後見制度の理解の促進

後見人が被後見人の代理人という立場ではなく、支援者の一人であるという位置づけを明らかにし、後見人の障害特性への理解を深めるための機会を設ける。

3 親が認知症になってからでは成年後見制度の利用への移行は難しくなる。親の高齢化に対応すべく家族単位での包括的支援体制ができることが望ましい。

後見センターは、手続きの問題だけでなく、生活の見通しも含めて丁寧な聞き取りをして、後見をつけるタイミングについても相談対応に応じてほしい。

第3回研修会

よりよい成年後見を行うために何ができるか 支援チームについて考えるシンポジウム 抄録

山口：開会のあいさつ

パネラーの紹介

パネラーの紹介

大橋 洋介 様 (弁護士・非特定営利法人宮城福祉オンブズマン「エール」理事長)

福地 慎治 様 (社会福祉士・相談支援相談員・一般社団法人 IGUNAL 代表理事)

鳴海 幸 様 (看護師・ウエルネスライフ タンジェ 代表)

佐藤 健子 様 (親族後見人・生活介護利用者の保護者)

飯田 克也 (社会福祉法人つどいの家職員、地域生活支援事業部部長・GH管理者)

ファシリテーター：高橋和 (社会福祉法人つどいの家・成年後見制度研究チーム、生活介護事業所利用者の保護者)

【高橋】

研究チームのこれまでの経緯の説明

成年後見制度は問題の多い制度です。制度が金銭管理に重点を置いていため、身上保護、特に意思表示の難しい人の身上保護をどのように実現するかという点は等閑にされています。重度の障がい者の親の立場からすれば、成年後見制度を利用したいと考えた時、支援がなければ日常生活もままならない我が子に、それまでまったく接触のなかった後見人に身上保護が任せられるのかという不安が払拭できません。さらに不安に追い打ちをかけるように、成年後見制度を利用して困ったという事例も多く聞こえてきます。高齢者にとっても問題の多い制度ですが、比較的若い時期に成年後見を受けることになる障がい者にとって、

後見人は人生を託す存在といつても過言ではありません。「後見人ガチャ」となるような後見人の選出のされ方では、安心して後見人に子供の将来を託すことはできません。

そこで、私たち、成年後見制度研究チームでは、親なき後の支援の中心となるであろう支援の現場で成年後見制度がどのように機能しているのかしていないのかについて、宮城県内の日中支援・計画相談・入所の事業所にアンケートを実施しました。

その結果、制度そのものの問題とともに、成年後見制度にたいする不信の背景には、金銭管理を重視する成年後見制度の考え方とともに、利用する側の成年後見制度に対する理解不足や成年後見制度の利用を広報している側の説明不足もあり、親の後見人への期待と実際の業務との間にギャップの生まれる要因にもなっていることもわかりました。

法律上の問題については、民法の改正を待つことになりますが、現行の制度下でもできることは何か。制度の問題点は多いけれども、意思表示の難しい人のために身上保護をきちんと行うためには、支援を行う人ひとりひとりが抱え込むのではなく、それぞれの立場で意見を述べ議論を深めることができる支援チームがあれば、ひとりの後見人の価値観に縛られることなく本人にとって最善の価値を実現することができるという結論に至りました。

今回のシンポジウムでは、いろいろな立場で障がい者の成年後見と関わっているかたにご登壇いただき、それぞれのお立場で、できること・できないこと、問題点がどこにあるのかということをお話いただき、それぞれがどのように補完的な関係性をつくっていけば、期待する身上保護に近づけるのかということをみなさんといっしょに考えていきたいと思います。

パネラーによる発言

【高橋】 後見人は親族後見人と専門職後見人、市民後見人というカテゴリーに分かれていますが、大橋さんは弁護士というお立場で後見人を受任なさっています。親は後見人にお任せしたら、財産管理と身上監護を行ってくれると思っていますが、身上監護として後見人が行うのはどの範囲でしょうか。

【大橋】成年後見制度は2000年から始まっているが、それまでの禁治産という考え方とは大きく異なっています。禁治産は、字のごとく財産を納める（使わせない、すなわち家の財産を食いつぶさない）ための制度なので、できるだけ財産を減らさないようにすることが目的でしたが、成年後見制度では身上監護と法律に明記され、本人のために使うという考え方へ転換しました。これが身上監護です。しかし、弁護士の中には未だに財産管理の発想が残っている人もいます。

一方で、成年後見制度がはじまったころには、身上監護として後見人が身の回りの世話をやってくれるのかといわれたこともあります、後見人としてできる身上監護は、お金を本人のために使うこと、そのための法律上の契約を行うことです。たとえば一人暮らしから入所施設に移動する際の契約は、本人にとって有益なことと考えるのでそのために本人に代わって契約をし、お金を使うということです。

【高橋】後見人の中には、被後見人の生活の細かい点まで制限をかけてお金を使わせないようにする人がいて、被後見人の権利の侵害ではないかと思われますが、なぜそうなるのでしょうか。

【大橋】本人抜き決められていること、後見人の中に財産管理の発想が強い人がいることが問題です。後見人の独裁ではなく、本人の意思を尊重することが重要です。古くからやっている弁護士よりは、若い世代の弁護士のほうが柔軟な思考ができると思います。

意思決定支援において、被後見人の近くにいて、本人をよくわかっている人の力は大きいので、本人の意思を後見人に伝えていくことが大切です。後見人も支援者と意見を交わしながら悩んでいくことで成長できるのではないかと思います。

【高橋】利用する側もあきらめずに伝える努力をしなければならないということですね。

【高橋】後見人はずっと必要なのかという問題なのですが、相続や転居、また本人がネグレクトされているような場合には後見人に法律系専門職が必要だと思いますが、日常生活が落ち着いている場合にも専門職後見にお願いする必要

があるのでしょうか。費用面を考えると専門職がずっと後見人を続けなくともいいのではないかと思いますが、どのようにお考えですか。

【大橋】後見人の交代は、以前は難しかったのですが、近年少し状況はかわってきています。親族が後見人になって必要な時には法律系専門職の後見人を加えた複数後見にして、法律的な問題が解決したら専門職は後見人を辞任して、親族が後見人をやるというスポット的な使い方はできると思います。2000年（注：成年後見制度開始時期）に専門職後見人は9%しかいませんでしたが、近年は80%に達しています。親族が本人を一番わかっているのだから、親族後見が望ましいと思います。

【高橋】相談支援は支援チームの核となるところですが、相談支援の側からみて、支援チームはどのような形が望ましいとお考えでしょうか。また後見人として支援を行ううえで相談支援では難しい支援は何でしょうか。

【福地】相談支援は福祉サービスの利用等について相談を行っているが、実は利用等の等のところが重要です。等ということは、福祉サービス以外のところでどれだけ関係を広げていくことができるかということです。

支援者は、支援をうける障がい者に対して、長期的にみてこちらの方がいいという言い方で権利を制限しがちです。長期的な見通しは、時間軸を理解することが難しい障がい者にとって理解が難しいので、短期的な対応の方が望ましいと思います。日々の生活のなかの小さいエピソードに共感し、そのエピソードを積み重ねることで本人を身近に感じることができ、大きな意思決定へつながっていくことができると思います。

意思決定の考え方は、かつては本人を抜きにして支援者による「代行支援」という形で行われていましたが、その後、本人を中心として関係者みんなで考えるという形に移っていました。本人を中心とする意思決定支援という考え方です。さらに、現在では、本人を支援の環の中心ではなく、本人も関係者の一員として位置づける（資料編のスライドの図を参照）という考え方へ変わろうとしています。その輪のなかで意思表示が難しい人がどのように参加していくのかと

いうことが問題になります。本人の参加の環境を作るためには、エピソードの積み重ねが重要になってきます。

【高橋】福地さんのご説明のなかで、障がい者を支援の対象として捉える（客体として取られる）考え方から主体的な人として捉えるという考え方は大きなパラダイムチェンジ（価値観の変化とともに社会システムも変わるという意味）であると思います。

*資料編にパワーポイントの資料あり

【高橋】医療情報は、後見人以外の支援者にも伝えられるのでしょうか。また後見人には医療同意権がありませんが、重篤な状況に陥った時、また大きな手術が必要な場合など誰が、どのように判断するのでしょうか。

【鳴海】医療の現場では、また患者本人を中心にして決定をするという考え方には至っていませんし、複数の訪問看護事務所が関わっていたとしても情報共有はなされていません。（私自身は）支援をしている方の後見人と会ったこともあります。すなわちチームができていないのです。

医療関係者間で検討された情報は、後見人には伝えますが、輸血や気管切開など緊急を要する場合に、同意がないと先に進めないので、後見人が同意することもあります。重度の障がい者が高齢化してきてどのような対応をするかは医療現場でも手探りですが、日々の暮らしをよく知っている人が本人との小さな経験の積み重ねのなかで、（終末医療等についても）本人の意思を読み取る決断が必要になってくると思います。

医療同意権は、家族や親族であっても、すべてを行えるということではなく、限定的であるべきではないかと思っています。

【高橋】医療関係者は日常的な生活の支援者にもまして本人に対する圧力が強いので、こうしてほしいという希望を伝えることが難しい場面があります。終末期の医療では命を救うという行為が本人にとって過度に負担となっている場合もあり、本人主体の医療という判断がなかなか難しい現場であるように見えます。

*資料編にパワーポイントの資料あり

【高橋】 佐藤さんは親族後見人をされていますが、成年後見制度を利用してよかったですと思うことはありますか。

【佐藤】 親族後見人を 10 年やっています。後見人になることで子どもの将来を考えたいと思ったことが後見をやる動機でした。将来のことも考えて、裁判所には兄弟に後見を引き継いでもらいたいという希望を伝えてあります。

最初は収支報告書のつくり方もわからず、面倒だと思いましたが、10 年間お金の使い方を記録してきたことで、数字から子どもの将来が見えてきました。どのくらいで本人の貯金を使い切るのかという予測が建てられるようになりました。

さらに裁判所の後見センターをはじめ、GH の支援員さんなど後見をやっていくうちにいろいろな人とつながることができましたし、後見の業務を通して子どもと周囲の人とをつなぐ場面を沢山作ってきたように思います。子どもは重度の障がい者ですが、これらの人たちに見守られて生きていけるという裏打ちができたと確信できました。

【高橋】 佐藤さんが支援チームを作ったということですか。

【佐藤】 支援チームを作ろうとして作ったのではありませんが、結果として繋がりをつくることで支援チームができたということになります。

【高橋】 つどいの家の GH では、後見人とどのように関係をとっているのでしょうか。

【飯田】 つどいの家では、現在 5 つの GH があり、24 人のかたが利用しています。そのなかで成年後見制度を利用している人が 15 名、うち 9 名が親族後見人です。なかには当初親族後見人であった方がお亡くなりになり、専門職後見人に移ったケースもあります。

後見人の仕事は、専門職であっても親族がいる場合には、契約と金銭管理が主な仕事です。支援会議にはいつも参加しているということではありませんが、生活に大きな変化がある場合には事前に相談しています。エピソードとして、本人から GH を出て一人暮らしをしたいという希望が出された時は、いっしょに相談に乗ってもらいました。

つどいの家の GH の現場では、利用者の高齢化もあり（最高齢 69 歳）、親族がない場合の医療同意をどうするのかということが課題であると感じています。

*資料編にパワーポイントの資料あり

休憩をはさんで質問への回答

○大橋さんへの質問

Q1. 後見人はどうやって選ぶのですか。

後見開始決定に対して異議申し立てはできるのですが、選任された後見人に対して異議申し立てを行うことはできません。一方で、現在親族後見人の割合が少ないので、そもそも親族が申し立て段階で後見人候補として挙げられていないことに起因する面もあります。最高裁が出している統計では、親族後見人が候補者としてあがっているのは、20%以下です。

裁判所は申し立てがあり、後見人の候補者の推薦がない場合には、被後見人の情報を弁護士会に提供し、弁護士会のなかでそれらの情報を勘案しながら、誰を推薦するか、合議で決めています。できるだけ条件にあった適任者を選ぶようにしていますが、優秀であるということと相性の問題は別なので、期待に沿っていない場合も出きます。

Q2 被後見人の情報はどのように収集するか。

後見人に就任すると、後見人はまず本人、支援者を交えて会議を開き、ご本人の情報を得て、意思決定支援を行うことが義務付けられています。かつてはこうした支援チームはなかったので、後見人が被後見人の情報を集めるのが大変でしたが、チームで支援という体制があるといろいろな人から情報を得ることができるので、後見人の立場としては助かります。遠慮せずに支援会議等にぜひ呼んでほしいと思っています。

Q3 専門職後見人と親族後見人の交代について

後見人を状況に応じて交代するというのは、制度運用の問題であるので、法改正を待たなく手も可能です。専門職と親族とが話し合って、本人にとって一番いいやり方であるということを裁判所で説明すればいいのです。

○福地さんへの質問

Q 1 支援者会議に本人の参加が難しい場合は？

福祉の分野では、支援者が話し合って決めたことを本人に提示するということが一般的に行われていますが、本人が参加できない場合には、会議の冒頭でこれは支援者だけの会議であり、あくまで支援者が決めたことであると確認して、会議を進めることによって、できるだけでパターナリズムを排除するようにしています。

さらに本人の参加については、100かゼロかといことではなく、少しでも「できた」という成功体験を積み重ねていくことが本人の意思決定支援につながると思います。

○鳴海さんへの質問

Q 1 医療同意権について

医療同意権は本人・親族しか持てないので法律的に第三者に付与するということは難しいです。医療現場では、医療チームで方針を決めて動くので、個人としての判断がチームの方針と異なっていても言い出すことは難しい。この治療方針でいいのかと悩んだ時は、私のような医療機関に属さない医療従事者に意見を聞いてみるとすることをしてほしいと思います。また日頃から本人にかかるチームでどう対応するのかということを話し合っておくことも大事です。

○佐藤さんへの質問

Q 1 次の後見人に親族を考えているとのことだが、裁判所はすんなりと認めてくれるのか。

【高橋】佐藤さんが後見人をやられているうちにご親族の方を加えて共同後見にしたうえで佐藤さんが後見人を辞任するということでできるのではないかでしょうか。

【大橋】複数後見人ということですね。これはできると思います。裁判所の考え方として財産管理ができて、収支報告ができ、本人のために活動できるという3つの要素を満たせば、できると思うので、裁判所にいって説明をすればいいと思います。

後見人の交代には、当然支援者の声も重要になってくるし、(私は) 弁護士として、後見人の受任ではなく後見人の交代を法律的な観点からサポートできると思います。急にはできないけど、徐々にやって行けばできます。

○飯田さんへの質問

Q 1 後見人とのやり取りで難しいと感じたことはありますか。

私自身は、後見人が被後見人の生活に制限をかけるという経験はありません。

後見人との関係で心掛けていることは、お金の問題だけでなく、日頃の生活の様子についても折を見て伝えるようにしていることです。

全員への質問

Q 1 法定後見制度は今後どのような方向に改正されていくのか、それはいつごろか。

現在進行中であり、具体的な改正を検討している内容については厚労省のHPに具体的なロードマップがアップされているのでそちらを見て確認してください。

法改正では善管注意事項にとどまっている身上監護について踏み込んでほしいと思っています。今回の法改正の審議に際して、最高裁は、面会回数に応じて報酬を決めるという提案をしているが、内容のない面会だと回数だけ積み重ねても意味ないかもしれない危惧するところです。

Q 2 後見人を個人ではなく法人が受任すること検討してはどうか。

これは、今私たちが考えていることです。後見人との相性という問題も法人で引き受ければ担当を変えることもできるし、一人の人に依存することもなくなるという長所があります。時間軸を理解することが難しい

シンポジウムのまとめ

【高橋】

今日のシンポジウムの結論は、成年後見制度をうまく利用するためには、個人の価値観を押し付けない、本人が主体である、意思決定支援は多様な業種の人がつくるチームでというこの3つが重要であるということになるかと思います。

支援者のパターナリズムをできるだけ回避して、本人の意思をくみ取るには、大勢の支援者の多様な価値観が重要であるということは、今回のシンポジウムのすべての登壇者の一致した意見だと思います。

しかし、そのチームを誰がオペレーションするのかという問題が残っています。

さらに付け加えるとすれば、残された問題は、支援チームをいつ、どこで作るのかという問題です。成年後見制度を利用する／しないにかかわらず、親なき後の障がい者の生活を支える支援チームを作ることは必要です。しかし親なき後いきなり支援チームをつくるということはできませんし、親が持っている人間関係やノウハウも伝えられません。したがって、あらかじめチームをつくり、意見交換の機会を設けることで、親なき後の体制へとつなげていくソフトランディングができるのではないかと感じています。

現行の成年後見制度には問題も多いと思いますが、成年後見制度に対する考え方も施行後20年あまりを経て変化してきています。法改正を待たずとも運用面でできる新しい取り組みを増やしていくことで問題点を克服する可能性を見いだすことができるということもわかりました。

今日のシンポジウムを通して、成年後見制度が少しでも被後見人にとっていい制度となるように、まだできることはあるという期待が持てました。

パネラーの皆様、シンポジウムにご参加くださった皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。